

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年7月9日

—増刊号—

消費生活トラブル情報

注目!

災害に便乗した悪質商法にご注意を! ①

相談事例



自然災害で住宅の一部が壊れ、修理を考えていたところ、リフォーム業者から電話があり、「火災保険で修理ができる。工事をしないか。」と言われた。どのような点に注意すればいいか。

アドバイス



自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。

＜注意点＞

- ・高額な解約料を請求される場合もあるため、契約は慎重に行いましょう。
- ・契約を迫られても、その場では決めないようにしましょう。
- ・まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。

○ お困りの際は、市町の相談窓口又は山口県消費生活センターまでご相談ください。

参照先：国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

や

ま

ぐ

ち

通信

～やまぐち・ぐらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

平成30年7月9日
—増刊号—

消費生活トラブル情報

注目!

災害に便乗した悪質商法にご注意を! ②

相談事例



市の職員を名乗り、「災害の関係での還付金がある」という電話が掛かり、「今すぐATMに行くように」と言われたが、そういった話はあるのだろうか。

アドバイス



災害が起きたあと、災害の復興を口実とした「うそ電話詐欺」等が多発しますので、注意が必要です。

＜注意点＞

- ・公的な機関が電話等で還付金の連絡をすることはありません。
- ・不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。

このほか、ボランティア団体を装った義援金の要求や、被災した建物の点検結果から不安をあおって高額な修理代金を要求する等の手口があります。

○ お困りの際は、市町の相談窓口又は山口県消費生活センターまでご相談ください。

参照先：国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。